

須賀川市障がい福祉計画

第4期計画（平成27年度～平成29年度）



須賀川市マスコットキャラクター **ポ-タン**

平成27年3月

須賀川市

目 次

I	計画の基本的理念	1
1	計画の位置付け、基本理念	1
2	計画の指針	1
3	計画の期間	2
4	計画の達成状況の点検及び評価	2
5	これまでの取組み経過	2
II	障がい者等及び障がい福祉サービスの利用状況	3
1	障がい者等の状況	3
2	障がい福祉サービスの内容及び利用状況	5
III	平成29年度の数値目標の設定	8
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
2	福祉施設から一般就労への移行	8
3	就労移行支援事業の利用者数、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	9
4	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	10
IV	各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの 必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	11
1	訪問系サービス	11
2	日中活動系サービス	12
3	居住系サービス	15
4	相談支援	16
V	地域生活支援事業の実施に関する事項	18
1	地域生活支援事業の内容及び利用状況	18
2	各年度における各事業の量の見込みと今後の方策	21

I 計画の基本的理念

1 計画の位置付け、基本理念

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」）第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の各年度における必要な見込量、その確保のための方策等について市が策定する行動計画です。

また、本計画は障がい者の基本計画として策定する「第三次須賀川市障がい者計画」の実施計画として位置づけます。

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などについて、それぞれ数値目標やサービス種類ごとの見込量を設定し、その達成のためサービス提供体制の計画的な整備を進め、第三次障がい者計画の基本理念である「障がいがある人も障がいがない人も、自分が望む地域で、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現」を図ります。

2 計画の指針

この計画を推進するため、次の 5 つを指針として進めていきます。

(1) 日常生活に必要なサービスの充実

障がいのある人が地域において安心、安全で健康に暮らすことのできる社会の実現のため、障がい福祉サービスの周知と理解促進に努めるとともに、地域生活支援事業についても充実を図ります。

また、権利擁護の推進を図るため成年後見制度の周知啓発、さらには障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待防止の周知と虐待対策に努めます。

(2) 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が、様々な福祉サービスなどの社会資源を活用しながら、地域で自立して安心して暮らしていけるよう、その相談窓口となる相談支援事業所の整備と、サービス提供関係機関等との連携・調整を図りながら相談支援体制の充実に努めます。

また、医療、保健等の専門機関、行政、事業所、障がい者団体等により構成する「須賀川地方地域自立支援協議会」を核とし、情報の共有化や社会資源の活用などについて関係性を高め、生活圏域を同じくする鏡石町、天栄村と共同し地域の課題解決に努めます。

(3) 福祉施設入所、入院から地域生活への移行促進

福祉施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域生活するうえで必要なグループホーム等の整備について、関係団体に働きかけを行っていきます。

また、地域生活へ移行する際には、必要となる支援体制を構築します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

障がいのある人の一般就労への移行を促進するためには、職業安定所によるジョブコーチを活用した支援や、職場環境や人間関係に適應するための S S T（ソーシャル・スキル・トレーニング）などの訓練、また、継続的な就労を維持するためのフォローアップなどの支援を障がい者個人に合わせて実施していくことが必要です。須賀川地方地域自立支援協議会において一般就労に向けた方策を立て、企業等に対して障がい者雇用について働きかけるなど、雇用の確保について様々な対策を講じていきます。

(5) 障がいに対する理解と、障がい者の社会参加促進

障がい者が地域で生活するためには、障がいのある人もない人も障がいについて関心を持ち、お互いの心のバリアフリー化を推進する必要があります。また、障がいのある人の社会参加を容易にするためには、地域の理解と周りの協力が必要なことから、障がいを理解するための研修会や講演会を継続的に開催し障がいに対する理解促進を図るとともに、手話奉仕員養成講座や要訳筆記者養成講座等を通じ、ボランティアスタッフの育成についても進めていきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

第三次須賀川市障がい者計画の計画期間である平成 27 年度から平成 32 年度までのうち、前期 3 カ年の計画として進めていきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況については、須賀川地方地域自立支援協議会へ報告し、進捗状況の点検を行い、目標値の変更等が必要な場合には適宜修正をして計画の達成を図ります。

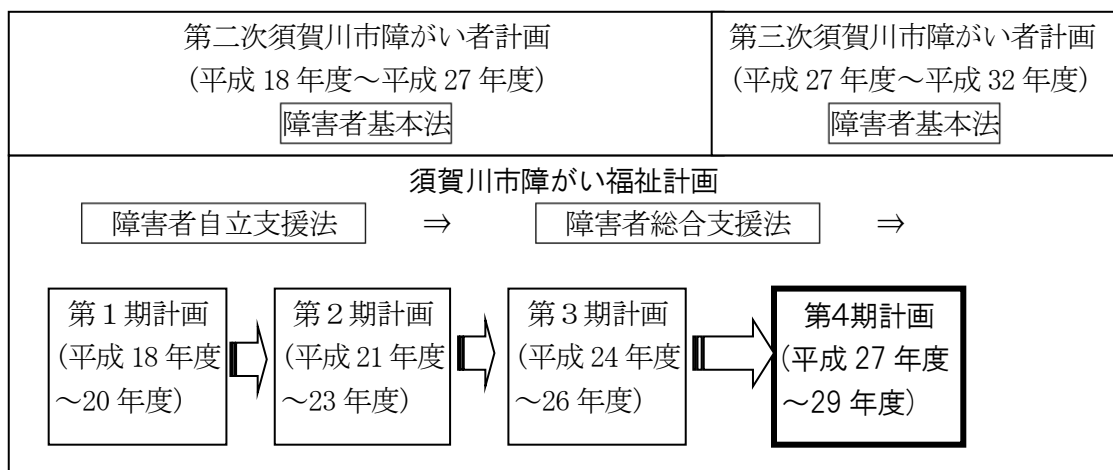
なお、同自立支援協議会において意見交換を図り、地域課題を明確にしたうえで、本市域にない社会資源の開拓など必要な対策を講じていきます。

5 これまでの取組み経過

本市では、平成 19 年 3 月、平成 18 年度から平成 27 年度を計画期間とする「第二次須賀川市障がい者計画」を策定しました。

その計画期間の中で、平成 18 年度から平成 20 年度を計画期間とする「第 1 期須賀川市障がい福祉計画」、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする「第 2 期須賀川市障がい福祉計画」、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする「第 3 期須賀川市障がい福祉計画」を策定し、それぞれの計画期間において、必要な障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の必要量を見込み、その提供体制が計画的に確保されるよう努めてきました。

第 4 期障がい福祉計画では、第 3 期障がい福祉計画の実績や課題を踏まえたうえで、入所施設や入院施設からの地域生活への移行や相談支援体制、障がい福祉サービス等の整備、充実を図るため、目標や見込量等を設定します。



II 障がい者等及び障がい福祉サービスの利用状況

1 障がい者等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障がい者数は、近年約3%の伸び率で増加がみられ、特に65歳以上や等級1級、肢体不自由や内臓機能障がい者が多くなっています。

ア 年齢構成別 (単位：人 各年度3月31日現在(26年度は12月末日))

年齢階層／年度	24年度	25年度	26年度
18歳未満	48	46	49
18歳以上65歳未満	923	901	931
65歳以上	2,223	2,345	2,356
計	3,194	3,292	3,336

イ 等級別

等級／年度	24年度	25年度	26年度
1級	1,131	1,158	1,182
2級	521	534	539
3級	433	446	447
4級	713	755	770
5級	194	197	191
6級	202	202	207
計	3,194	3,292	3,336

ウ 部位別

部位／年度	24年度	25年度	26年度
視覚	185	192	191
聴覚・平衡機能	241	248	251
音声・言語・そしゃく	29	27	25
肢体不自由	1,815	1,882	1,906
内部	924	943	963
計	3,194	3,292	3,336

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は微増の状況です。中・軽度のB手帳の所持者に増加が見られます。

ア 年齢構成別 (単位：人 各年度3月31日現在(26年度は12月末日))

年齢階層／年度	24年度	25年度	26年度
18歳未満	163	160	176
18歳以上65歳未満	434	444	447
65歳以上	62	66	65
計	659	670	688

イ 等級別

程度／年度	24年度	25年度	26年度
A（重度）	260	262	264
B（中・軽度）	399	408	424
計	659	670	688

(3) 精神保健福祉手帳所持者の状況

精神保健福祉手帳の所持者数は、24年度から25年度にかけては3%程度の増加でしたが、26年度には例年の10%程度の伸びが予想されます。

ア 年齢構成別（単位：人 各年度3月31日現在（26年度は12月末日））

年齢階層／年度	24年度	25年度	26年度
18歳未満	16	15	12
18歳以上65歳未満	273	282	301
65歳以上	43	46	56
計	332	343	369

イ 等級別

等級／年度	24年度	25年度	26年度
1級	68	54	58
2級	201	203	208
3級	63	86	103
計	332	343	369

(4) 自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者の状況

精神通院受給者証の所持者数は、近年大きな伸びはみられませんが、毎年増加傾向にあります。

（単位：人 各年度3月31日現在（26年度は12月末日））

年 度	24年度	25年度	26年度
所持者数	852	894	902

(5) 重度心身障がい者医療費受給者証所持者の状況

重度心身障がい者医療費受給者証の所持者数については、近年大きな増減はなくやや微増の傾向がみられます。

（単位：人 各年度3月31日現在（26年度は12月末日））

年 度	24年度	25年度	26年度
所持者数	1,614	1,654	1,658

(6) 特定疾患患者福祉手当受給者のうち県の特定医療費受給者証所持者の状況

特定医療費受給者証の所持者数については、近年大きな増減はなくやや微増の傾向がみられます。

（単位：人 各年度3月31日現在（26年度は12月末日））

年 度	24年度	25年度	26年度
所持者数	462	484	473

2 障がい福祉サービスの内容及び利用状況

(1) 障がい福祉サービスの内容

サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯など居宅での生活全般にわたる援助や、また通院時や官公庁での手続き等に必要な援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常時介護を必要とする人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に外出時に同行し、移動の援護や外出先での視覚的情報の支援（代筆、代読等を含む）、排せつ、食事等の援護などを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人に、危険回避のための予防的対応や問題行動を抑止するための制御的対応とともに外出時の身体介護的支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を有する重度の障がいがある人があって介護の必要の程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの包括的な支援を行います。
日中活動系サービス	
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を送るため常時介護が必要な人に、主に日中に障がい者施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会などを提供します。
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	知的障がい又は精神障がいがある人に、一定の期間、居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活能力向上のための支援や、生活に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいがある人に、自立した地域生活を送れるように一定期間、生活能力の維持、向上等のための必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいがある人に、一定の期間、就労に必要な知識習得、能力向上のための養成や、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労、定着を図る支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業での雇用が困難な障がいがある人に、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識の習得、能力の向上を図る支援を行います。(雇用契約を結ぶ。)
就労継続支援 (B型)	一般企業での雇用が困難な障がいのある人、一定年齢に達している人などに、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識、能力の維持、向上を図る支援を行います。(雇用契約は結ばない。)
療養介護	医療が必要な障がいがあり常時介護を要する人に、主に日中に病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

障害児通所支援 (児童発達支援、 放課後等デイサ ービス、保育所等 訪問支援など) (児童のみ)	障がいのある児童又は集団生活等が困難な児童に、施設に通わせたり保育所等に支援員が訪問したりして、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所	介護者が病気の場合などに、障がい者支援施設などへの短期的な入所により、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な援助を行います。
居住系サービス	
共同生活援助 (グループホーム) ※平成 26 年 4 月 より共同生活介 護(ケアホーム) と一元化	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい又は精神障がいがある人に、共同生活を営む住居を提供するとともに、相談その他日常生活上の援助を行います。(外部サービス利用型) また、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など日常生活上の世話をを行います。(介護サービス包括型)
施設入所支援	常時介護が必要な障がいがある人や、通所することが困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者に、主に夜間の居住の場の提供や安定した日常生活が営めるような支援を行います。
相談支援(計画相談支 援、地域移行支援、地 域定着支援、障害児相 談支援)	障がい福祉サービス、障害児通所支援の適正な利用推進のためのサービス等利用計画書、障害児支援利用計画書の作成、点検(モニタリング)や、長期入院患者等の退院後の地域生活への移行、安定した生活のための支援を行います。

(2) 障がい福祉サービスの利用実績（年間延べ時間、人日、人）

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度
訪問系	居宅介護	時間	18,366.5(74)	20,029.25(82)	14,456.25(76)
	重度訪問介護	時間	1,775.0(3)	1,368.5(3)	816.5(2)
	同行援護	時間	270.0(8)	333.0(10)	208.0(8)
	行動援護	時間	368.5(2)	365.0(2)	218.0(2)
	重度障害者等包括支援	時間	0(0)	0(0)	0(0)
	計	時間	20,780.00(87)	22,095.75(97)	15,698.75(88)
日中活動系	生活介護	人日	29,360(129)	29,831(137)	37,032(162)
	自立訓練(宿泊型自立訓練)	人日	381(3)	998(3)	1,032(3)
	自立訓練(生活訓練)	人日	232(2)	424(2)	451(2)
	就労移行支援	人日	1,883(14)	2,080(17)	1,608(9)
	就労継続支援A型	人日	784(3)	2,201(17)	6,096(35)
	就労継続支援B型	人日	33,726(60)	34,290(174)	28,327(169)
	旧法通所サービス	人日	20(1)		
	計	人日	66,386(212)	69,824(350)	74,546(380)
	療養介護	人	102(9)	115(10)	108(9)
	障害児通所支援	人日	3,210(50)	3,537(60)	4,437(78)
	短期入所	人日	973(19)	1,137(27)	1,135(26)
	居住系	共同生活援助(グループホーム)	人	439(40)	468(41)
共同生活介護(ケアホーム)		人	229(19)	246(21)	21(21)
施設入所支援		人	948(76)	923(79)	900(76)
旧法入所サービス		人	10(10)		
計		人	1,626(145)	1,637(141)	1,596(161)
相談支援	サービス等利用計画書・ 障害児支援利用計画書	人	100	197	396
	地域移行支援	人	2(1)	0(0)	0(0)

※ 平成26年度の実績は、平成26年3月～11月分の利用実績(9ヶ月分)から年間見込みを算出
()内は、利用者実人数

Ⅲ 平成29年度の数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 現状及び課題

障がい者が安心して施設を退所し地域生活に移行するためには、居住の場や在宅サービス、日中に活動する場等の確保が必要となりますが、現在、本市に所在するグループホームは空きが少ない状況にあり、また、世話人となる人材も少ないなど、なかなか困難な状況です。そのため、グループホーム等の新設や既存施設の活用、人材の確保が必要です。

また、長期にわたり施設に入所している障がい者が地域生活に移行するためには、地域生活に対応するための訓練や生活を維持していくため、相談支援を中心とする関係者の支援体制の整備、環境の整備が必要です。

(2) 目標値設定の考え方

国は基本指針で「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行すること」、「施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減すること」を基本に目標設定していますが、現在市民が入所している施設に対する移行調査の結果を踏まえ、平成25年度末時点と比した平成29年度末時点での施設入所者の人数を3人(4.1%)削減すること、また、平成29年度末までに4人(5.4%)が施設を退所してグループホームなどの地域生活に移行することを目標として設定します。

(3) 数値目標

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度末時点の入所者数(A)	74人	平成26年3月31日の施設入所者数
平成29年度末時点の入所者数(B)	71人	平成30年3月末時点の施設利用者数
【目標値】入所者数の削減見込み (A-B)	3人 4.1%	平成30年3月末時点で平成26年3月末と比較した入所者削減数、割合
【目標値】地域生活移行者数	4人 5.4%	平成27年度から平成29年度末までに施設を退所し、地域生活へ移行する人数、割合

(4) 見込量確保のための方策

居住環境の整備を図るため、空き家、空き店舗等の活用や世話人の確保などグループホーム等の整備促進を関係団体に働きかけていくとともに、市営住宅における障がい者等の入居枠なども関係各課と協議していきます。

また、地域生活に移行した障がい者に対する相談支援体制の充実を図るため、須賀川地方地域自立支援協議会において関係者が連携し、相談支援の体制を整備していきます。

2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 現状及び課題

福祉施設から一般企業へ就労した人数は、平成24年度6人、平成25年度8人で、平成26年度は平成25年度と同数程度と見込まれます。低迷する経済情勢や雇用形態の変化などを背景に、障がい者の雇用環境は大変厳しいところですが、就労移行支援事業所などの支援体制も確立してきたことから、今後も民間企業に対し障がい者就労に対する理解を求め、須賀川地方地域自立支援協議会において関係団体との連携のもと、就労への方策を立てていくことが必要です。

(2) 目標値設定の考え方

国は基本指針で「福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とすること」を基本として目標設定することとされていますが、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、第 3 期計画期間での実績の平均 7.3 人に伸び率として 3 人程度を加えて、10 人を平成 29 年度の目標値として設定します。

(3) 数値目標

項 目	数 値	考 え 方
平成 24 年度の一般就労移行者数	6 人	平成 25 年 3 月末時点で福祉施設を退所し一般就労した利用者数
【目標値】 平成 29 年度の一般就労移行者数	10 人 (1.7 倍)	平成 30 年 3 月末時点で福祉施設を退所し一般就労する利用者数、上記比較

(4) 見込量確保のための方策

須賀川地方地域自立支援協議会の専門検討組織「就労支援部会」においてさらに協議を重ね、企業、経済団体、福祉施設などの関係機関が連携し協力体制の強化を図ります。また、企業見学や職場実習などを継続して実施し、障がい者雇用に対する理解の促進や就労先の開拓を図り、就労に向けた支援体制づくりに努めます。

3 就労移行支援事業の利用者数、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合

(1) 現状及び課題

就労移行支援については、事業所が市内に 1 件、近隣では郡山市に 4 件と鏡石町に 1 件という状況で、平成 24 年度は 14 人、平成 25 年度は 17 人、平成 26 年度は 9 人が利用しています。

今後、福祉施設利用者が就労移行支援事業を利用して一般就労に向かうためには、市内や近隣に就労移行支援事業所が設置されるなど受け入れ体制の整備が必要です。

(2) 目標設定の考え方

就労移行支援事業の利用者数について、国の基本指針は「就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加すること」としていますが、就労移行支援は利用期間が原則 2 年間という制限があり、期間内に一般就労に結びつかない例もあること、また、反対に数ヶ月のサービス利用だけで就職できるケースもあり、年度末の利用者数を把握することは容易ではありません。よって、これまでの実績を踏まえ、平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数の目標値を「10 人 (25%)」と設定します。

次に、就労移行率が 3 割以上の事業所数について、国の基本指針は「就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること」としています。

市内では、平成 24 年度に新設された就労移行支援事業所が、就労移行率 3 割を超えています。平成 29 年度末までには市内にもう 1 ヶ所の就労移行支援事業所が新設されることを期待し、さらには 2 事業所とも就労移行率が 3 割以上となることを目標として掲げ、目標値を「2 ヶ所、100%」と設定します。

(3) 数値目標

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	8 人	平成 26 年 3 月末時点で就労移行支援事業を利用していた人数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	10 人 (25%)	平成 30 年 3 月末時点で就労移行支援事業を利用する人数、25 年度末比較割合
平成 25 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数	1 ヶ所 (100%)	平成 26 年 3 月末時点で就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数、割合
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数（見込）	2 ヶ所	平成 30 年 3 月末の就労移行支援事業所数の見込（目標）
【目標値】平成 29 年度に就労移行率が 3 割以上になる就労移行支援事業所数	2 ヶ所 (100%)	平成 30 年 3 月末時点で就労移行率が 3 割以上となる就労移行支援事業所数、割合（目標）

(4) 見込量確保のための方策

障がい者福祉施設利用者が一般就労を目指す場合には、就労移行支援事業を有効に活用し、能力向上を図っていただきます。また、就労移行支援事業所の新設については、須賀川地方地域自立支援協議会就労支援部会において、実施可能性のある法人、事業所など関係機関へ働きかけていきます。

4 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国は、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえ、各都道府県に対し平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点での退院率及び長期在院者（入院が 1 年以上の患者）数の減少に関する目標を設定し、精神障がい者を地域で支える環境を整備することを求めています。

福島県のそれぞれの実績値と目標値については、次のとおりです。

項 目	実績値	平成 29 年度目標値
(1) 入院後 3 ヶ月時点の退院率	平成 25 年度 60.5%	64%以上
(2) 入院後 1 年時点の退院率	平成 25 年度 89.2%	91%以上
(3) 長期在院者数(入院1年以上)	平成 24 年 6 月末時点 3,649 人	平成 29 年 6 月末時点 2,992 人(18%以上削減)

なお、須賀川市の長期在院者数については、平成 24 年度推計値で 144 人となっています。これは、県全体の平成 24 年月 6 月末時点の長期在院者数を、平成 24 年 10 月 1 日現在の市町村人口割合により按分し推計した人数です。

これを受けて、本市は次のとおり目標値を設定します。

項 目	実績値	平成 29 年度目標値
長期在院者数(入院 1 年以上)	平成 24 年 6 月末時点 (推計) 144 人	平成 29 年 6 月末時点 118 人(18%以上削減)

IV 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 訪問系サービス

(1) 進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護、 重度障害者等包括支 援	時間／月	実績	1,733	1,841	1,308
		見込量	2,010	2,090	2,170
		実績－見込量	▲277	▲249	▲862
居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護、 重度障害者等包括支 援	実人／月	実績	87	97	88
		見込量	75	79	83
		実績－見込量	12	18	5

※ 平成24～25年度は1年間の月利用実績の平均、平成26年度は11月まで(9ヶ月間)の利用実績から年間見込を算出し、その月利用実績の平均とで比較

(2) 現状及び課題

訪問系サービスについては、平成25年度に増加がみられたものの、第3期障がい者福祉計画で策定した見込量に対し実績は見込みほどの利用はありませんでした。利用者は微増の傾向にあると思われまます。

今後、施設入所者や精神障がい者の地域移行が進めば、訪問系サービスの利用者が増えることが考えられます。また、重度障がい者の地域での生活支援体制の整備も求められています。

(3) 見込量

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間／月	1,313	1,431	1,560
	人／月	81	88	96
重度訪問介護	時間／月	74	80	87
	人／月	3	3	3
同行援護	時間／月	19	21	23
	人／月	9	10	11
行動援護	時間／月	20	22	24
	人／月	2	2	2
重度障害者等包括支 援	時間／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

※時間分／月…一月あたりの利用総時間数、人／月…一月あたりの利用実人数

(4) 見込量確保のための方策

利用者が必要なサービスが確保できるよう、またサービスを利用することで安心して地域生活を送ることができるよう、利用者の実情に見合ったサービス利用計画の作成を進めます。

地域移行者については、相談支援により自分の望む地域生活ができるよう支援していくこと、また地域移行後も生活が安定して送れるように、相談支援を軸に関係事業者間での協力体制を確立していきます。

また、須賀川地方地域自立支援協議会において障がい福祉サービス事業者に対する研修会等を開催し、事業者間の連携と職員の研鑽を図るとともに、福祉サービスを担う人材の

確保についてあらゆる機会を捉えて周知し、職員数の増加に向けて関係者間で検討していきます。

2 日中活動系サービス

(1) 進ちよく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	実績	2,447	2,486	3,086
		見込量	2,520	2,640	2,760
		実績－見込量	▲73	▲154	326
	人/月	実績	129	137	162
		見込量	126	132	138
		実績－見込量	3	5	24
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	人日/月	実績	32	83	86
		見込量	0	0	0
		実績－見込量	32	83	86
	人/月	実績	3	3	3
		見込量	0	0	0
		実績－見込量	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日/月	実績	19	35	38
		見込量	20	30	40
		実績－見込量	▲1	5	▲2
	人/月	実績	2	2	2
		見込量	2	3	4
		実績－見込量	0	▲1	▲2
就労移行支援	人日/月	実績	157	173	134
		見込量	50	100	150
		実績－見込量	107	73	▲16
	人/月	実績	14	17	9
		見込量	4	8	12
		実績－見込量	10	9	▲3
就労継続支援(A型)	人日/月	実績	65	183	508
		見込量	72	90	108
		実績－見込量	▲7	93	400
	人/月	実績	3	17	35
		見込量	4	5	6
		実績－見込量	▲1	12	29
就労継続支援(B型)	人日/月	実績	2,811	2,858	2,361
		見込量	2,556	2,736	2,916
		実績－見込量	255	122	▲555
	人/月	実績	60	174	169
		見込量	142	152	162
		実績－見込量	▲82	22	7

旧法通所サービス分 (平成 25 年度以降 はサービス体系変 更)	人日/月	実績	20	—	—
		見込量	0	—	—
		実績－見込量	20	—	—
	人/月	実績	1	—	—
		見込量	0	—	—
		実績－見込量	1	—	—
計	人日/月	実績	5,551	5,818	6,213
		見込量	5,218	5,596	5,974
		実績－見込量	333	222	239
	人/月	実績	209	347	377
		見込量	278	300	322
		実績－見込量	▲69	47	55
療養介護	人	実績	9	10	9
		見込量	9	10	11
		実績－見込量	0	0	▲2
障害児通所支援	人日/月	実績	268	295	370
		見込量	288	346	404
		実績－見込量	▲20	▲51	▲34
	人/月	実績	50	60	78
		見込量	38	45	52
		実績－見込量	12	15	26
短期入所	人日/月	実績	81	95	95
		見込量	84	98	112
		実績－見込量	▲3	▲3	▲17
	人/月	実績	19	27	26
		見込量	12	14	16
		実績－見込量	7	13	10

※ 平成 24～25 年度は 1 年間の月利用実績の平均、平成 26 年度は 11 月まで(9 ヶ月間)の利用実績から年間見込を算出し、その月利用実績の平均とで比較

(2) 現状及び課題

日中活動系サービスについては、概ね利用者の増加が見られます。

生活介護について、医療的ケアを伴う障がい者の日中活動の場を求める声が上がっていますが、この要望に対応できる事業所がないため、支援の方法や受け入れ体制の整備が課題です。

宿泊型自立訓練の数値の大幅な増加は、平成 25 年度に 2 人が入所施設を退所し、宿泊型自立訓練を利用したことによるものです。

就労継続支援(A型)については、平成 25 年度、平成 26 年度にそれぞれ 1 事業所ずつ市内に新設され、利用者が大幅に増加しました。

短期入所については、利用できる施設、事業所が限定され、利用したくても空きがない状況が続いていましたが、平成 25 年度に市内の病院 1 ヶ所が短期入所事業を開始しました。しかし、市内で利用したいというニーズは依然として多く、引き続き短期入所の受け入れ

可能な病院や施設、事業所を確保していくことが課題です。

障害児通所支援については、平成24年4月に児童福祉法が改正され、従来の「児童デイサービス」から、未就学児の療育のための「児童発達支援」、学童児の指導育成としての「放課後等デイサービス」、直接保育所等に出向いて指導を行う「保育所等訪問支援」の3事業となりました。

「児童発達支援」は市立たけのこ園のほか市内2事業所が、「放課後等デイサービス」は市内2事業所が、「保育所等訪問支援」は市内1事業所がそれぞれ実施しています。

障害児通所支援に対する要望は多く、現状では希望しても支援を受けられないという、いわゆる「順番待ち」となっていることから、受け入れ人数の拡大が課題です。

(3) 見込量

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	人日/月	3,481	3,927	4,430
	人	183	209	236
自立訓練（宿泊型自立訓練）	人日/月	89	92	95
	人	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	39	40	41
	人	2	2	2
就労移行支援	人日/月	147	162	178
	人	10	11	12
就労継続支援（A型）	人日/月	700	800	900
	人	35	40	45
就労継続支援（B型）	人日/月	2,401	2,442	2,484
	人	172	175	178
計	人日/月	6,857	7,463	8,128
	人	405	440	476
療養介護	人	9	10	10
障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） （旧児童デイサービス）	人日/月	474	619	824
	人	115	148	196
短期入所（福祉型）	人日/月	83	97	113
	人	25	29	34
短期入所（医療型）	人/月	24	24	24
	人	5	5	5

※ 人日/月…一月当たりの利用日数総数、 人…一月当たりの利用実人数

(4) 見込量確保のための方策

平成24年度までの旧法通所サービス事業所の新体系移行により、生活介護や就労継続支援（B型）などの日中活動の場は、ある程度需要が満たされたと推測されます。

しかし、医療措置が必要な障がい者が生活介護事業所の利用を求める声や、多様な日中活動を求め、既存のB型事業所以外の事業所設置を望む声などがあるため、需要度、必要

性を考慮したうえで施設の新設を検討することも必要です。

就労移行支援については、平成 29 年度数値目標の達成を見極めながら、事業者の新設要望に対応して参ります。

就労継続支援（A型）については、第3期計画期間中に市内や近隣に事業所が新設されたことから、本計画期間中の増設は必要ないものと考えます。

短期入所については、市内の病院1ヶ所が事業を開始しましたが、引き続き希望する利用者が利用できるよう、その方策について須賀川地方地域自立支援協議会において検討、協議し、サービス確保に向けて実施可能機関に依頼してまいります。

また、病院や施設を退院、退所し、地域生活に移行する精神障がい者に対する地域生活訓練として、相談支援事業と連携しながら自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練）の活用を努めます。

3 居住系サービス

(1) 進ちよく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	人	実績	59	62	85
		見込量	50	60	72
		実績－見込量	9	2	13
施設入所支援	人	実績	76	79	76
		見込量	77	77	77
		実績－見込量	▲1	2	▲1
旧入所サービス分 (平成25年度以降はサービス体系変更)	人	実績	10	—	—
		見込量	0	—	—
		実績－見込量	10	—	—

※ 平成 24～25 年度は 1 年間の月利用実績の平均、平成 26 年度は 11 月までの 9 ヶ月間の利用実績から年間見込を算出

(2) 現状及び課題

平成 26 年 4 月の障害者総合支援法の一部改正により、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化され、そのサービス形態が「外部サービス利用型」と「介護サービス包括型」に区分されました。

グループホームは、障がい者が地域で自立して生活していくための居住の場として重要なサービスですが、市内及び近隣市町村にある施設はほとんど空き室がない状況であり、また施設入所者の地域移行を促進させるためにも新たな居住の場の確保が必要です。

さらに、現在は家族などの介護を受けながら自宅で暮らしている障がい者が、将来家族などの介護を受けることが困難になった場合でも、地域で自立した生活を継続していくためにはグループホームは必要との声も多く聞かれ、市内の障がい福祉サービス事業所に対する入居希望調査の結果でも、平成 29 年度中に在宅からの入居を希望している人が 2 名いました。

なお、グループホームは地域住民との関係性が高いことから、障がいに対する正しい理解が得られるよう関係機関と協力し啓発に努めていくことが必要です。さらにはグループホームを運営していくため、入居者の世話全般を行う支援員の確保が重要な課題となって

います。

(3) 見込量

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助(グループホーム)	実人数/月	91	91	101
施設入所支援	実人数/月	75	72	71

※ 実人数/月…一月あたりの利用実人数

(4) 見込量確保のための方策

施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進させるため、相談支援を中心に地域の協力体制の整備を図るとともに、入所、入院中の障がい者が段階的に地域生活に移行できるようグループホームの体験利用の促進に努めます。

また、居住の場となるグループホームの整備については、市内の既存法人や新規事業者に要請するなどして整備を図るとともに、公営住宅や空き家、空き店舗等の活用についても検討し、居住の場の確保に努めていきます。

さらには、グループホーム支援員の確保について、広報紙等での周知、自立支援協議会のネットワークを活用した人材の発掘など、多方面から確保を図ります。

4 相談支援

(1) 進ちよく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
計画相談支援(サービス等利用計画書作成)	人	実績	77	151	297
		見込量	114	161	284
		実績－見込量	▲37	▲10	13
障害児相談支援(障害児支援利用計画書作成)	人	実績	23	46	99
		見込量	0	0	0
		実績－見込量	23	46	99

(2) 現状及び課題

障害者総合支援法の施行により、平成24年度から障がい福祉サービスを利用するにあたっては、サービス等利用計画書の作成が必須になりました。サービス等利用計画書を作成できるのは、障がい者本人、家族又は指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員と指定されていますが、平成24年度まで須賀川市内の相談支援事業者は1事業者のみでした。

国では、平成27年度から障がい福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画書が作成されていることが前提となることを示していたため、相談支援事業所の増設と相談支援専門員の確保について早急な対応が求められていましたが、平成25年度に1事業者、平成26年度に3事業者が市内に新設されました。

このことにより、サービス等利用計画書の作成が促進され、平成26年度末までにサービス利用期間の更新を迎える利用者については、すべて作成できる見込みとなりました。

(3) 見込量

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援 (サービス利用等計画書作成、モニタリング)	人/月	78	80	84
	年間実人数	472	482	500
地域移行支援	人/月	1	1	3
	年間実人数	1	1	3
地域定着支援	人/月	0	0	1
	年間実人数	0	0	1
障害児相談支援 (障害児支援利用計画書作成、モニタリング)	人/月	18	20	22
	年間実人数	106	118	130

※ 計画相談支援、障害児相談支援については、サービス等利用計画書新規作成のほか継続利用支援（モニタリング）を含めた人数

(4) 見込量確保のための方策（今後の相談支援事業）

計画相談支援及び障害児相談支援については、26年度中に現在の利用者分は9割方作成できるものと見込み、27年度以降は、新規利用者とサービス利用の更新時期が到来する既存利用者の分の作成、既に計画を持つ利用者のモニタリング（サービス等利用計画の評価）の実施を考慮し、それぞれの見込量を設定しています。なお、モニタリングについては、最長でも1年毎に実施することになっていることから、利用者1人に対し半年に1回の実施として見込量を設定しています。

地域移行支援及び地域定着支援については、施設、病院からの地域移行者のうち、支援を要する人の利用実人数を見込んで設定しています。

これらの計画相談支援、障害児相談支援により、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成とモニタリングを着実に進めていくためには、相談支援事業所の相談支援専門員が中心となって、利用者を支援する各サービス事業所が連携をより一層強めていくことが重要です。

本市では、平成27年1月現在、市内に相談事業所が5事業所設置され、専任の相談支援専門員が4人、兼任の相談支援専門員が4人います。

当面は、この相談支援事業所数及び相談支援専門員数が維持できるよう、須賀川地方地域自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に各サービス事業所が互いに協力しあう体制の維持に努めていきます。また、相談支援事業所が新設されることにも期待します。

※ 市内の相談支援事業所数

相談支援事業所	27年度	28年度	29年度
指定特定相談支援事業所	5	5	5
指定障害児相談支援事業所	4	4	4

V 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の内容及び利用状況

(1) 地域生活支援事業の内容

市では、障害者総合支援法第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、次の事業を行っています。

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	「障がい」についての知識や理解を深めるための市民講座、研修会等を開催します。 また、障がい福祉の制度を詳細に紹介した「障がい福祉のごあんない」や「障がい福祉サービス事業所マップ」の作成、市広報紙やホームページ等で新たな制度や情報の周知、啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民などの団体が地域における自発的な取り組みを行う場合に、費用の一部を助成します。
相談支援機能強化事業	障がいのある人や保護者、介護を行う人などの相談に応じ、自立した日常生活、社会生活に必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用など必要な支援を行うほか、虐待通報の受け付け、権利擁護のための必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的、精神障がいのため判断能力が不十分な人で、成年後見人になる親族等がない人が制度の利用を希望する場合、成年後見人選出等の手続きを行うとともに、費用等の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人が、公的機関、医療機関などで円滑に意思疎通が図れるように、手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、厚生労働省が定める告示の要件を満たす6種類の用具について給付又は貸与し、日常生活の支援を行います。
奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の理解を深めて日常会話ができるようになるため、さらに、コミュニケーションが必要とされる場面で通訳者として活躍できる人を数多く養成するため、手話奉仕員と要約筆記者の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
訪問入浴サービス事業	心身の障がい、疾病等の理由による在宅の身体障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。(介護保険法に基づく訪問入浴介護が利用できる場合は除きます。)
日中一時支援事業	家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

社会参加促進事業	
点字・声の広報等 発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等に、市広報誌等の音訳テープ・CDを作成、貸与し、情報を提供します。
自動車運転免許取得 助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている、障がい等級が1級から4級までの人に対し、免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、その他必要な経費）の3分の2（10万円まで）を上限に助成し、社会参加の促進を図ります。
身体障がい者用 自動車改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている、上肢機能、下肢機能又は体幹機能の障がいで、障がいの等級が1級又は2級の人に、就労等に伴い、自ら運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の改造に要する経費（1件当たり10万円を上限）を、1車両1回を限度に助成し、社会参加の促進を図ります。（ただし所得制限があります。）

(2) 地域生活支援事業の利用実績（年間延べ件数、派遣数、人、時間、回）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援機能強化事業	件	3,969	6,503	7,338
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0
意思疎通支援事業	派遣数	99	106	90
手話通訳者派遣事業（延べ数）	派遣数	95	102	90
要訳筆記者派遣事業（延べ数）	派遣数	4	4	0
日常生活用具給付事業	件	1,557	1,507	1,659
介護・訓練支援用具	件	3	1	7
自立生活支援用具	件	15	8	12
在宅療養等支援用具	件	8	10	8
情報・意思疎通支援用具	件	8	19	17
排泄管理支援用具	件	1,520	1,467	1,607
居宅生活動作補助用具(住宅改修)（実数）	件	3	2	8
奉仕員養成研修事業（実数）	人	48	64	43
移動支援事業				
利用者数（実人数）	人	132	126	126
利用時間（延べ数）	時間	13,464	13,186	12,777
訪問入浴サービス事業（延べ数）	人	216	336	468
日中一時支援事業				
利用者数（実人数）	人	91	127	127
利用日数（延べ数）	回	6,837	6,540	6,284
点字・声の広報等発行事業（実数）	回	20	20	21
自動車運転免許取得助成事業（実数）	件	0	0	2
自動車改造助成事業（実数）	件	9	1	2

※ 平成26年度の実績は平成26年11月分までの8ヶ月分の利用実績から年間見込みを算出

2 各年度における各事業の必要な量の見込みと今後の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

ア 実施状況

「障がい」に関する知識や理解を深めるため、発達障がいや成年後見制度などをテーマにした講座・研修会の実施、「障がい福祉のごあんない」等障がい福祉制度関係のパンフレットの作成、市ホームページでの障がい者関係情報の掲載等を実施しています。

平成26年度からは、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業として実施しています。

イ 今後の方策

市民の「障がい」に対する理解、障がい福祉関係業務に従事する職員等のスキルアップ等を促進するため、引き続き研修会の開催や広報活動を展開していきます。

事業名	単位	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

ア 実施状況

平成25年度から地域生活支援事業の必須事業として位置づけられた事業ですが、本市においての実施はありませんでした。

イ 今後の方策

平成27年度から新たに事業を実施することとし、障がい者の権利や自立のために社会に働きかける活動や情報交換の交流活動など、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援していきます。

事業名	単位	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援機能強化事業

ア 進ちょく状況

障がい者やその家族の地域生活や福祉に関する様々な問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他障がい福祉サービスの利用支援などについて、相談支援事業者に委託するとともに、関係機関との連絡調整を図りながら推進しています。

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援事業（委託）	延べ件数	3,969	6,503	7,338

※ 平成26年度については、26年11月までの実績数から年間見込みを算出

イ 現状及び課題

生活スタイルの多様化や核家族化、単身障がい者世帯や障がい者のみの世帯の増加などに伴い、多種多様な相談や支援に対するアドバイスが求められてきたため、平成21年度から相談支援の窓口として相談支援事業所に業務委託し、市窓口での相談と合わせて、相談支援体制の充実を図ってきました。

平成24年度からサービス等利用計画の対象者がサービス利用者全員と大幅に拡大されたこと、また地域相談支援の創設がされたため、相談支援の提供体制の更なる充実と相

談支援専門員の増員を図ることが喫緊の課題でしたが、平成 26 年度現在、市内には 5 事業所の相談支援事業所が設置され、相談支援専門員も 8 人となりました。

ウ 見込量

相談支援機能強化事業の市委託事業者は、平成 24 年度までは 1 事業者でしたが、平成 25 年度に 1 事業者を追加、平成 26 年度にはさらに 1 事業者を加え 3 事業者としました。

当面はこの 3 事業者に対し相談支援機能強化業務を委託していくこととします。

事業名	単位	27 年度	28 年度	29 年度
相談支援機能強化(委託)	委託事業者数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

エ 今後の方策

相談支援機能強化業務委託については、当面現在の相談支援事業者数及び相談支援専門員数の維持を図ります。

障がい者等が抱える課題、問題の解決にあたっては、相談支援事業者が日々の相談支援業務の中から課題を提起し、須賀川地方地域自立支援協議会において協議し、その解決策を探るとともに社会資源の開拓にも努めていきます。

なお、基幹相談支援センターの設置については、委託相談支援事業者の成熟度、人員配置等の課題があることから、今計画期間内での設置は困難と考え、今後の検討課題とします。

(4) 成年後見制度利用支援事業

ア 現状及び課題

障がい者が住み慣れた地域で持続して生活していくための支援策の一つとして成年後見制度の支援を図る必要があり、市成年後見制度支援事業として要綱を定め、対応できる体制を整えてきたところです。

さらに、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月に施行されたことに伴い、障がい者虐待等の問題に対し相談、対応する機関として、障がい者虐待防止センターと障がい者虐待対策連絡会を設置しました。

これらの障がい者や家族が抱える課題、問題等の解決にあたっては、相談支援を窓口として、障がい者に関わる関係機関と連携、協力してその解決にあたりるとともに、困難な事例等については、須賀川地方地域自立支援協議会や須賀川市障がい者虐待対策連絡会において協議、検討し解決を図ることとします。

イ 見込量

成年後見制度利用支援事業については、現在まで利用対象者はでてきてはいませんが、年度ごとに 1 人を対応する人数として見込みます。

事業名	単位	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度利用支援事業	利用見込者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

ウ 今後の方策

成年後見制度利用支援、障がい者虐待防止対策については、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所など関係機関と連絡を密にし、須賀川地方地域自立支援協議会や市虐待対策連絡会等で適切に対応するとともに、制度の周知を図っていきます。

また、成年後見制度法人後見支援事業の実施については、今後の課題として関係機関と検討していきます。

(5) 意思疎通支援事業

ア 進ちよく状況

事業名	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
手話通訳者派遣事業	延べ人数	実績	95	102	90
		見込量	160	170	180
		実績－見込量	▲65	▲68	▲90
要訳筆記者派遣事業	延べ人数	実績	4	4	0
		見込量	5	8	10
		実績－見込量	▲1	▲4	▲10

※ 26年度については、26年11月までの実績数をもとに年間見込を算出。

イ 現状及び課題

手話通訳者の派遣件数は同程度で推移してきており、今後も派遣件数は同程度と思われます。手話通訳者が順調に育成されており、市外においても手話通訳者を確保できるよう利用者の増加に対応する取り組みを行ってきましたが、利用者は固定化されつつあるようです。

しかしながら、今後も手話通訳者、要訳筆記者の利用の周知、人材育成の啓発を行い、必要とされるときにいつでも派遣できる体制を整えることが求められます。

ウ 見込量

事業名	単位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	延べ人数 ^{※1}	95	98	98
要訳筆記者派遣事業	延べ人数	10	10	10
手話通訳登録者	実人数 ^{※2}	16	18	15
要約筆記登録者	実人数	4	5	5

※1 延べ人数…年間の派遣延べ人数

※2 実人数……市通訳者1名を含めた数

エ 今後の方策

手話通訳者派遣事業については、手話通訳の周知啓発を図り、養成講座等への参加を広く募りながら、養成講座等を通じて派遣手話通訳者の人材育成に努めていきます。また、関係団体、関係機関等に協力を依頼し通訳者の確保を図ります。

要訳筆記者派遣事業については、要約筆記そのものの周知啓発を図り、養成講座等を契機に市内の要約筆記団体への参加も勧奨していきます。また養成講座等を通じて要約筆記者の人材育成に努めます。

市外での対応については、福島県聴覚障害者協会、福島県中途失聴・難聴者協会等に委託するなど、通訳が必要な人が円滑なコミュニケーションが図れるよう引き続き支援

していきます。

(6) 日常生活用具給付等事業

ア 進ちよく状況

給付等の種別	単位	実績・見込量	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	延件数	実績	3	1	7
		見込量	6	6	6
		実績－見込量	▲3	▲5	1
自立生活支援用具	延件数	実績	15	8	12
		見込量	21	25	30
		実績－見込量	▲6	▲17	▲18
在宅療養等支援用具	延件数	実績	8	10	8
		見込量	16	20	25
		実績－見込量	▲8	▲10	▲17
情報・意思疎通支援用具	延件数	実績	8	19	17
		見込量	14	17	20
		実績－見込量	▲6	2	▲3
排泄管理支援用具	延件数	実績	1,520	1,467	1,607
		見込量	1,462	1,635	1,782
		実績－見込量	58	▲168	▲175
居宅生活動作補助用具(住宅改修費含む)	延件数	実績	3	2	8
		見込量	9	10	10
		実績－見込量	▲6	▲8	▲2

※ 26年度については、26年11月までの実績をもとに年間見込を算出。

イ 現状及び課題

障がい者等が日常において自立した生活を営むことができるよう、生活に必要な用具の支給申請に対して、実態を確認しながら日常生活用具の給付を行ってきました。

介護・訓練支援用具と自立生活支援用具は、平成25年度に減少がみられましたが、平成26年度は平成24年度より増加が見込まれ、今後も増加するものと思われま。

排泄管理支援用具についても、平成25年度に減少がみられましたが、平成26年度は平成24年度と比べ約6%の増加が見込まれ、今後も同率程度の増加が見込まれます。

日常生活用具給付事業全体では、事業内容についておおむね周知され、利用したい人が利用できる体制は整ってきていると考えま。

ウ 見込量

給付等の種別	単位	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	年間延べ件数	5	5	6
自立生活支援用具	年間延べ件数	11	12	13
在宅療養等支援用具	年間延べ件数	6	6	7
情報・意思疎通支援用具	年間延べ件数	10	11	12
排泄管理支援用具	年間延べ件数	1,531	1,623	1,720

居宅生活動作補助用具 (住宅改修費含む)	年間延べ件数	3	3	3
-------------------------	--------	---	---	---

エ 今後の方策

障がい者手帳交付時や障がい福祉サービス利用に係る概況調査時など、利用対象者となりうる人と接する機会をとらえて事業内容をお知らせするとともに、相談支援事業などを通じてニーズの把握に努めていきます。また、病院などの関係機関と連携を図り、機会あるごとに事業内容を周知していきます。

(7) 奉仕員養成研修事業

ア 進ちょく状況

通訳者の人材確保に向けて、手話奉仕員養成講座（入門及び基礎）、要訳筆記者養成講座を毎年継続して開催し人員の養成に努めています。

内 容	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
手話奉仕員養成講座	受講人数	37	49	35
要約筆記者養成講座		11	15	8

イ 現状及び課題

一度の講座受講だけでは手話奉仕員、要約筆記者として活動することは難しいことから、講座受講者の継続的な活動の展開が図れること、また聴覚障がい者関係団体等との連携によるサポート体制が取れていることが必要です。

ウ 見込量

内 容	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
手話奉仕員養成講座	受講人数	40	40	40
要約筆記者養成講座		20	20	20

エ 今後の方策

毎年の講座受講者に、継続的参加を促して関係性の強化を図り、手話奉仕員に向けた意識の向上と啓蒙に努めていきます。

また講座実施にあたっては、福島県聴覚障害者協会、福島県中途失聴・難聴者協会、手話サークルあゆみ会、要約筆記サークルなど関係団体の協力を得ながら、毎年の講座の質の向上と受講生がレベルアップするような内容の充実に努めていきます。

さらには、新たな受講者が増えるよう広報、周知も行っていきます。

(8) 移動支援事業

ア 進ちょく状況

内 容	単 位	実績・見込量	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	実人数	実績	132	126	126
		見込量	140	150	150
		実績－見込量	▲8	▲24	▲24
利用時間	年 間 延べ時間	実績	13,464	13,186	12,777
		見込量	15,000	16,100	16,100
		実績－見込量	▲1,536	▲2,914	▲3,323

※ 平成 26 年度については、26 年 11 月までの実績数をもとに年間見込みを算出

イ 現状及び課題

障がい児の就学支援や障がい者の余暇活動支援など、社会参加を促進するための外出に対する機会の拡充として、移動支援事業が多く活用されています。

移動支援事業を実施する事業所はニーズに対応できるほどは増えてはならず、利用者も平成 25 年度からやや減少傾向にあります。また、本当に必要な人が必要な時に利用できないといった状況が課題となっていたため、申請時により厳密な聞き取り調査を行ったうえで支給決定しています。

ウ 見込量

内 容	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数	年間実人数	130	130	130
利用時間	年間延べ時間	13,000	13,000	13,000

エ 今後の方策

移動支援事業の利用について、真に支援を必要な人が必要な時に利用できるよう、事業の適正な利用方法や事業自体の方向性も含めて、須賀川地方地域自立支援協議会等において検討を進めていきます。

(9) 訪問入浴サービス事業

ア 進ちょく状況

内 容	単 位	実績・見込量	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	年 間 実人数	実績	5	6	5
		見込量	7	9	11
		実績－見込量	▲2	▲3	▲6

※ 26 年度については、12 月末までの実績で記載

イ 現状及び課題

在宅で、自力では入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し、心身機能の維持や身体の清潔保持のための入浴サービスの機会を提供する必要性があり、申請者に対して入浴サービスを提供してきました。

また、須賀川地方地域自立支援協議会等の場で、サービス内容、回数等について検討を進め、平成 25 年度から利用回数をこれまでの月 4 回から週 2 回へと改正しました。

ウ 見込量

内 容	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数	年間実人数	6	6	6

エ 今後の方策

訪問入浴サービスを利用できる人は、障がいの程度等により制限されるため、利用者が大幅に増加することは考えにくく、利用者のニーズには対応できていると考えます。

今後も利用希望があった際には、障がいの程度等を考慮し対応します。

(10) 日中一時支援事業

ア 進ちよく状況

内 容	単 位	実績・見込量	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	年 間 実人数	実績	91	127	127
		見込量	95	100	100
		実績－見込量	▲4	27	27
利用回数	年 間 延べ回数	実績	6,837	6,540	6,284
		見込量	6,650	7,700	7,700
		実績－見込量	187	▲1,160	▲1,416

1 人当り 75.1 回 51.5 回 49.5 回

※ 平成 26 年度については、26 年 11 月までの実績数をもとに年間見込みを算出

イ 現状及び課題

利用者の大半が障がい児であり、放課後利用が多く見られます。移動支援同様、平成 23 年度までは大幅な増加がみられましたが、障がい児を対象とした事業所がほぼ満員の状況になっており、利用者数は増えたものの回数はやや減少傾向にあります。

今後は利用者数、利用回数ともに大きな伸びは見られずほぼ横ばいと推測されます。

ただし、障がいの程度や状況に応じた対応を求める利用者のニーズが高まっていること、とくに夏休みや冬休みなど学校が長期休暇となる時期には、利用者が急増し事業所がどこも満員状態となることなどもあり、事業所の支援体制を含め利用者ニーズへの対応を考えていく必要があります。

また、18 歳以上の障がい者の利用については、自宅の風呂で入浴できず、通所での入浴サービスを希望する声が多いことから、「通所入浴サービス」を検討する必要があります。

ウ 見込量

内 容	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数	年間実人数	130	130	130
利用回数	年間延べ回数	6,300	6,300	6,300

エ 今後の方策

日中一時支援事業は、未就学児童の 1 日預かり、学童の学校終了後の午後預かりや学校の長期休暇の際の 1 日預かり、あるいは障がい者が障がい福祉サービス利用時間外での休息利用や、一般就労した障がい者の一時休息のための利用など、その形態は保護者や利用者のニーズによって様々です。また、児童については保護者の療育ニーズによって、日中一時支援と「放課後等デイサービス」との使い分けがされているようです。

日中一時支援事業については利用希望が多いことから、新たに事業を実施する事業者が待ち望まれるところですが、市内のみならず郡山市域まで含めた地域の中で、利用希望が満たされるような環境作りを関係法人などと一緒に考えていきます。

(11) 声の広報等発行事業

ア 進ちよく状況

内 容	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
声の広報テープ 発行、貸出	年間 件数			
	発行回数	20	20	21
	利用者数	20	20	20
	延貸出件数	400	400	420

※ 平成 26 年度については、26 年 11 月までの実績数をもとに年間見込みを算出

イ 現状及び課題

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会に委託し、広報すかがわ、社会福祉協議会だより、選挙広報、その他プライベートサービスなどの声の広報テープなどを作成し、希望者に貸し出しを行っています。

ウ 今後の方策

広報テープ作成のほか、利用者の要望に合わせ広報 CD 作成にも取り組んでいます。今後も視覚障がい者等の希望を取り入れながら、分かりやすい情報提供と貸し出し等の周知を行っていきます。

(12) その他の社会参加促進事業

ア 進ちよく状況

自動車運転免許取得助成事業、身体障がい者自動車改造助成事業などの社会参加促進事業については、障がい者が自立して多様な日常生活を送ることができるよう、必要に応じた支援に努めてきました。

内 容	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
自動車運転免許取得助成事業	利用件数	0	0	2
身体障がい者自動車改造助成事業	利用件数	9	1	2

イ 現状及び課題

障がい者の社会参加を促進するための有効な手段であることから、引き続き各種事業の活用を図る必要があります。

ウ 見込量

内 容	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
自動車運転免許取得助成事業	利用件数	2	2	2
身体障がい者自動車改造助成事業	利用件数	2	2	2

※ 26 年度については、12 月末までの実績で記載。

エ 今後の方策

障がい者の社会参加が促進されるよう、引き続き各制度の周知及び利用促進に努めていきます。